

共和町生ゴミ処理機器等購入費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、共和町補助金等交付規則（昭和53年3月31日規則第2号）に基づき共和町の家から排出される食品残渣の「生ゴミ」の再利用による、ごみの減量化とリサイクルの推進を図るため、生ゴミ処理機器等（以下「処理機器」という）の購入者に対し助成金を交付することを目的とする。

(助成の対象となる処理機器)

第2条 助成の対象となる処理機器は、次に該当するもので生ゴミの減量効果が十分に推進できるものとする。

(1) 消滅型、堆肥化型及び乾燥型等とし、室内及び室外で使用可能なもの。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 共和町内に住所を有する者。

(2) 購入する処理機器を設置する場所を有し、かつ、処理機器を適正に維持管理できる者。

(3) 前条に規定する処理機器に係る助成金をこれまでに交付されていない者。

(助成台数及び助成金)

第4条 電気式処理機の助成は、1世帯1台とし、購入価格の2分の1以内（40,000円を限度）

2 コンポスト容器は、1世帯2個までとし、購入価格の2分の1以内（1個につき4,000円を限度）

3 有用微生物群使用容器は、1世帯1個とし、購入価格の2分の1以内（1,500円を限度）

4 購入費は消費税を含む助成額に100円未満の端数が生じた場合は端数切捨てとする。

(助成金の申請)

第5条 購入者が助成金の交付を受けようとするときは、処理機器購入費助成金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(助成金の決定)

第6条 町長は、前条の規定により申請書を審査し、助成することに決定した場合は、処理機器購入費助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(使用状況の調査)

第7条 町長は、処理機器の購入者に対し、使用状況を調査することができる。

(助成金の取り消し等)

第8条 町長は、助成決定の通知を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、助成の決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正の行為により助成を受けたとき。
- (2) 助成することが不相当と認められる事実があったとき。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。